

要保存

2023年度（令和5年度）

保護者のための
長浜小ガイドブック



長浜市立長浜小学校

〒526-0037

滋賀県長浜市高田町9番9号

TEL 0749-62-0070

FAX 0749-63-9925

URL <http://nagahama-es.nagahama.ed.jp/>

目 次

I	学校生活について		
	1. 登下校について	1
	2. 学用品について	2
	3. 服装について	4
	4. 長浜小学校のきまり・約束について	5
	5. 欠席等の場合・急なお迎えについて	7
	6. 日課表について	10
II	学習教材の紹介について		
	1. eライブラリについて	12
	2. Qubenaについて	14
	3. 長小プリントコーナーについて	16
III	健康・安全について		
	1. 保健室からのお知らせ	17
	2. 給食に関する食物アレルギーの取扱いについて	19
	3. 個人情報の取扱いについて	21
	4. 不審者への対策について	22
	5. 非常災害時（台風等）における授業の取扱いについて	23
IV	各種事務手続きについて		
	1. 就学援助制度について	25
	2. 学費等の集金について	28
	3. 学校給食について	31
	4. 転校手続きについて	32
	5. 日本スポーツ振興センター災害給付制度について	33
V	その他の資料		
	1. 長小教育相談について	34
	2. 悩み事相談機関について	35
	3. メール配信について	36
	4. 放課後児童クラブについて	38
	5. 長浜小学校ホームページについて	39
VI	保護者の方へ		
	1. 不登校について	40
	2. いじめについて	41
	3. 児童虐待について	43
	4. ゲーム機・スマホ・インターネットの問題と危険性	44
	5. iPadの持ち帰りについて	47

※ 長浜小学校ホームページにも掲載していますので、併せてご利用ください。

URL <http://nagahama-es.nagahama.ed.jp/>

はじめに

このガイドブックは、長浜小学校に入学、あるいは在籍する児童の保護者のみなさんに、長浜小学校の概要をお伝えするためのものです。

このガイドブックをご覧になり、学校生活についてご理解とご協力をお願いします。

また、詳しいことやご不明な点は、各担任および本校職員にお気軽におたずねください。

I 学校生活について

1. 登下校について

登下校については、以下の内容で指導をしています。

交通安全については、学校でも十分に指導しますが、生命や身体にかかわることですので、ご家庭でも特にご指導ください。

- (1) 登校は、登校班ごとに**午前8時から午前8時10分**をめどに集団登校します。
- (2) 下校は、学年の下校グループ（通学路が同じメンバー）で帰宅します。
- (3) 登下校は、きめられた通学路を歩いて、危ないところへ近づかないようにします。

※道路を渡る時は、遠回りでも信号機のあるところを横断します。

また歩道橋のあるところは、必ず歩道橋を渡ります。

（「高田の交差点」は、原則として横断しません。）

- (4) 交通ルールをしっかり守ります。
- (5) みんなの迷惑にならないように、自分勝手なことをしません。

※集団登校に遅れないように集合場所に集まり、整列して登校します。





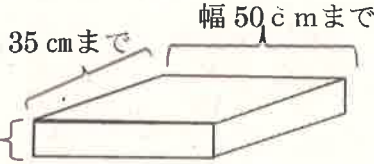


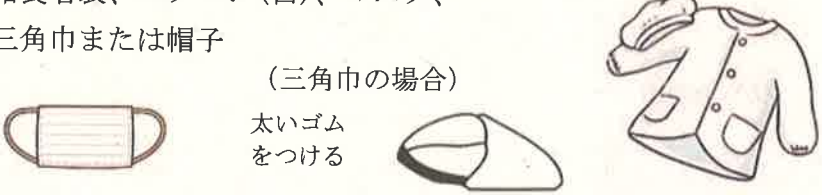

- (6) 雨天時の登下校については、1. 2年生は、原則黄色のカップ、3年生以上は雨傘を使用します。
- (7) **遅刻・欠席する場合は、必ず登校班の班長にその旨を連絡してください。**


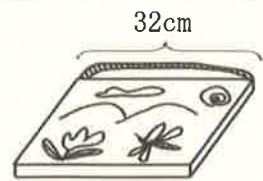

【長浜小学校区の自治会】

一の宮	神前上	神前東	月見ヶ丘	三の宮中
三の宮南	神前西	北門前	高田東	高田北
米川	宮	御堂前	金屋	錦南
片	グラブル長浜	十軒	神戸	大手
横	東本	西本	南呉服東	南呉服南
公園新	公園	長浜駅西	大島	高田中
南片	高田	高田西	永保	紺屋
八幡	箕浦	北船南	北船北	北船東
栄船	船山	南船	上田	下田
田旭	中田	南新	八幡中山南	八幡東
南高田	三和	地福寺	八幡泉	南川
東高田	柳	宮司西	四ツ塚	勝北
弥高	平方南	平方北	平方	下坂浜
神前栄	三の宮北	御坊東		

2. 学用品について（新入児用）

1. 入学式までに準備いただくもの

かばん	ランドセルなどリュック形式のもの	
上ぐつ	白色 上靴前面とかかと部分に 名前を必ず記入	
黄色のカップ (1、2年) かさ (3年以上)	 <p>← カップかけにつりさげます。落ちやすいので、えりくびにひもをつけてください。つりさげやすいように、ひもは長めにしてください。</p> <p>※必ずお子さんの名前を書いてください ※雨が降りそうなときは必ず雨具を持たせてください。 (くつ下の替えが ランドセルに入っているとよい。)</p>	
引き出し	木またはプラスチック製 幅 50cmまで 奥行き 35cmまで 高さ 7cmまで	
ふでばこ	鉛筆5本(B) 消しゴム(白) 赤鉛筆1本 すべてに名前の記入をお願いします。	
したじき	無地のものが好ましい。	
色鉛筆	12色程度	
クレパス	12色～16色程度 (園で使用していたもので可)	
のり	スティックのりが望ましい。	
はさみ	先が少し丸みを帯びているもの。(キャップ付き)	
給食当番着	給食着袋、エプロン(白)、マスク、 三角巾または帽子 (三角巾の場合) 太いゴムをつける	
給食用具	おはし ナフキン コップ(われないもの) 歯ブラシ 机消毒用ふきん	 30cm 以内

ぞうきん	<p>上拭き用…1枚 下拭き用…1枚 (2枚ともにひもをつける) 洗濯ばさみ 2個 ひもをつけて(10~15cmくらい) ぞうきんには「うえ」、 「した」の明記をして 必ず名前を記入してください。</p> 
座布団	<p>ゴムひもは、32cmくらいで、 背もたれをくぐらせることができる長さ</p> 
絵本バッグ	<p>縦 持ち手の部分もあわせて35cmまで 横 35cmくらいまで 40cm以内 (園で使用していたもので可)</p> 

2. 学校から支給、一括購入するもの

- (1) 教科書(国から支給されます。)
- (2) 学習ノート(2冊目からについては、通信等で連絡します。)
- (3) 名札(名札は学校で一括して購入し、入学式の日にお渡しします。)
※名札は朝学校でつけ、下校時に学校において帰ります。
- (4) 連絡帳、連絡袋(入学当初にお渡しします。)

3. 学級担任からの連絡の後、購入していただくもの

- (1) 算数セット
- (2) 図画工作科に関するもの・・・絵の具 筆 カラーペン 油粘土 粘土板
粘土ケースなど
- (3) 音楽科に関するもの・・・鍵盤ハーモニカ、または吹き口
- (4) 生活科に関するもの・・・探検バッグ



4. その他

- (1) すべての持ち物に、学年・組・名前(ひらがな)を明記してください。
- (2) 兄や姉等が使用した物を使われる場合は、名前を連記するか、書き換えてください。
- (3) 学習に不必要なもの(キーホルダー・ねりけし等)は持ってこないようにしてください。

2年生~6年生については、新年度になりましたら、学年便りで準備物をお知らせしますので、お便りをご覧ください。

3. 服装について

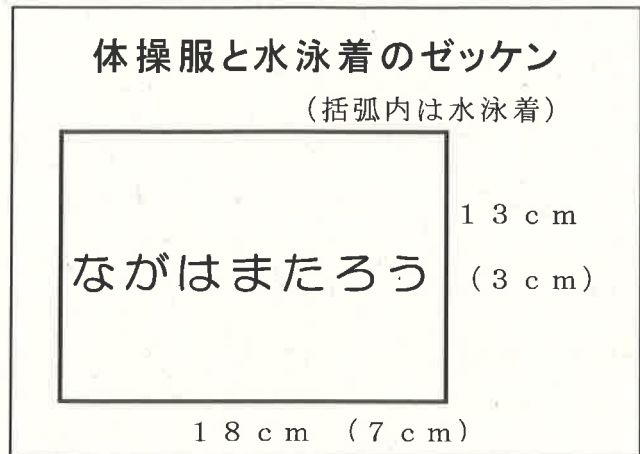
1. 通学服

学習にふさわしい服装

2. 体育の服装等

- (1) トレーニングシャツ半袖・長袖
(指定のもの)
- (2) トレーニングパンツ短・長
(指定のもの)
- (3) 赤白帽…ゴム紐をつける。
- (4) 体操服袋 (リュック型)

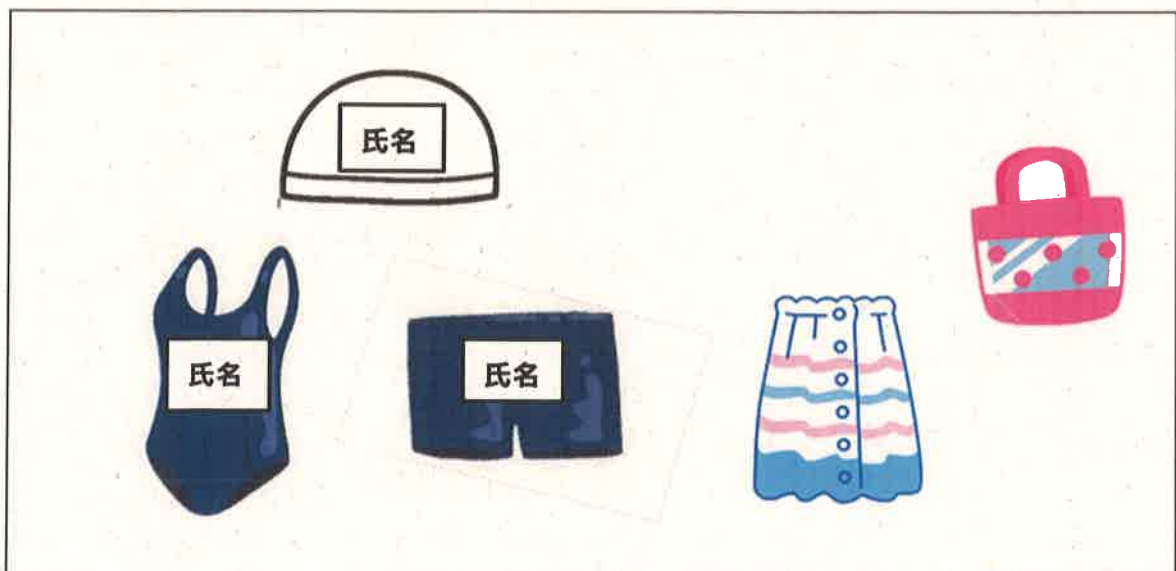
※半袖・長袖ともに背中に白い布でゼッケンをつけ、氏名を書いてください。
低学年は、読めるようにひらがなでお願いします。



3. 水泳着 (詳細は学年通信で後日連絡)

- (1) 水泳着…黒か紺色 金具や飾りのついていないもの。女子はスカート型でないもの。ひもがついている水泳パンツは、水でぬれると着替えの時にほどきにくくなるためゴムと入れ替えてください。
- (2) 水泳帽子…6年間同じ色のもを使用します。メッシュタイプで伸び縮みするものを用意してください。(学年で色を指定しています)
- (3) バスタオル…スカートのようにはりになる物が便利です。
- (4) 袋…上記3点を入れるビニール袋
- (5) ゴーグル・ラッシュガード…必要な人は使用してください。

※水泳着、帽子ともに図を参考にして黒油性ペンで氏名を書いてください。



4. 長浜小学校生活のきまり・約束について

以下の内容で指導をしています。お知りおきください。

1. 校舎の使い方について

(1) 昇降口・西ピロティ

- ・みざらには、下靴でのらない。
- ・靴箱の上の段は上靴、下の段は下靴を入れる。
- ・昇降口・西ピロティでは、遊ばない。
- ・西ピロティは、上靴で出ない。

(2) 中庭・東ピロティ

- ・中庭は上靴で出てもよい。芝生の上は歩かない。
- ・中庭・東ピロティでは走り回らない。
- ・雨の日や雪が積もっている日は、中庭に出ない。
- ・東ピロティでは、竹馬・一輪車等の練習をし、他の遊びはしない。
学年割当を守って使う。
- ・東ピロティは、上靴で活動する。

(3) 多目的室（3階）

- ・上靴をぬいで入る。靴はそろえる。勝手に入らない。
- ・窓は開けない。（窓の開け閉めは、先生がする。）
- ・東側のたなの上には乗らない。
- ・廊下のたなの上にも乗らない。

(4) 廊下・階段

- ・廊下・階段は、右側を歩く。
- ・廊下・階段で、走りまわる遊びをしない。
- ・防火用のドアで、遊ばない。（いつもは、閉め切りとする）
- ・廊下のベンチは、座るところなので、乗ったり立ったりしない。
- ・階段の手すりをすべりおらない。

(5) 体育館

- ・休み時間は、学年割当を守って使う。
- ・ステージには上がらない。器具庫に入らない。
- ・休み時間は、ボール遊びをしない。
- ・ひなだんの上には乗らない。

(6) 運動場

- ・登下校時は、運動場のはしを通る。
- ・運動場へは、自転車の乗り入れはしない。



(7) その他

- ・教室南のベランダには、子どもだけでは出ない。
- ・多目的トイレ・職員用トイレは、普段は子どもは使わない。
- ・中庭や体育館周辺には、積雪時に雪が直接落ちるので、下に行かない。

2. 生活について

- (1) 登校したら左胸に名札をつける。
- (2) 学校へは、おもちゃ・お菓子・お金・カード・シャープペンシル・ねりけし・飾りのついたえんぴつなど、学習に必要なのないものは持ってこない。
- (3) 給食の準備は、必ずエプロン・帽子・マスクをつけてする。
- (4) 教室・廊下・ピロティで、走りまわる遊びやボール遊びをしない。
- (5) 勝手に、他の教室に入らない。用事がある時は、その教室の先生の許可をもらってから入る。
- (6) 特別教室・プール内には、勝手に入らない。先生と一緒に使う。
- (7) 駐車場・開知の泉・西校舎の裏では、遊ばない。
- (8) 体育館南側の遊具は、1・2年・おおぞらの友だちが使う。
- (9) 自分が学校の物をこわした時やこわれた物を見かけた時は、すぐに先生に連絡する。
- (10) 生水は飲まない。水とうにお茶、または水を入れて持ってくる。
- (11) 「かぎ」のかかっているところは、かかってにあげない。
(中休み・昼休みに運動場へ出るとき、昇降口はあけてよい。)
- (12) ミュージックチャイムがなったらすぐ教室にもどり、学習やそうじの準備をする。
- (13) 下校後、学校に用事があるとき以外は、校舎内に入れない。



5. 欠席等の場合、急なお迎えについて

1. 欠席、遅刻、早退の連絡方法

病気や家の都合で学校を欠席・遅刻するときは必ず学校へ連絡してください。連絡方法は、Google フォームによる連絡をお願いします。右のコードを読み取って8時10分までに報告をお願いします。



なお、電話の場合は、午前7時40分～午前8時10分の間をお願いします。兄弟姉妹のある方は連絡帳でも結構です。

欠席、遅刻する場合は、必ず登校班の班長にも連絡をお願いします。

早退される場合は、連絡帳もしくは電話でお願いします。

2. 特別な状況での欠席

(1) 出席停止に該当する感染症と診断された場合

病気で学校を休む場合に、お子さんがかかった病気によっては、学校を休んでも欠席扱いにならない場合があります。これを※1「出席停止」といいます。

「出席停止」は学校での感染を防ぐためでもあります、何よりお子さん自身の治療と休養のためです。

下記の病気と診断された方は、「感染症罹患による欠席報告書」の用紙を学校よりお渡ししますので、医師の診断に従い、保護者が記入の上、提出ください。なお、長浜小学校ホームページから欠席報告用紙をダウンロードすることもできます。



【主な、「学校において予防すべき感染症」の出席停止基準】

学校保健安全法施行規則・第19条 (出席停止の期間の基準)

感染症名	出席停止の期間
新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。(症状が軽快とは解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることを示します)
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。 *報告書用紙裏面にインフルエンザ出席停止の目安が書かれていますので、参考にしてください。
百日咳	特有の咳が消失するまで。又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。

流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで。
風疹	発疹が消失するまで。
水痘 (みずぼうそう)	すべての発疹(水疱)が痂皮化する(かさぶたになる)まで。 (判断できないときは、学校を休み、医師にご相談ください)
咽頭結膜熱	主要症状(発熱、咽頭痛、結膜充血)が消退した後2日を経過するまで。

<出席停止の手続きの流れ>

- 1 医師から感染症の診断を受けたら、速やかに担任へ連絡をお願いします。
- 2 医師の診断に従い、必要な期間、治療と休養を十分にとってください。
(出席停止期間は、欠席扱いになりません。)
- 3 登校する際は、医師の指示に従って登校してください。
※保護者等の判断による登校ではありません。
- 4 「感染症罹患による欠席報告書」に必要事項を保護者の方で記入していただき、登校時にご提出ください。



※1 出席停止とは

集団感染を防止するため、学校保健安全法に基づき、学校医(医師)の意見を聞き、校長が命ずるものです。

出席停止の期間

学校医(医師)の指示する期間、医師の許可があるまで休みます。



(2) その他の感染症について

学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐために、必要があれば学校長が学校医の意見を聞き、出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や地域、学校における感染症の発生・流行の状況などを考慮した上で判断します。

例) 感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑
手足口病、ペルパングーナ、ウィルス性肝炎

* 学校保健安全法施行規則第18条より作成

参考文献：学校において予防すべき感染症の解説(文部科学省)

3. 忌引きになる場合

親戚などの身内にご不幸があったとき、それに関連して学校を休んだ場合、忌引き扱いとなり、欠席にならない場合があります。また、お子さんと亡くなられた方との続柄によって、忌引きになる日数が異なります。



※なお、遠隔地に行く必要がある場合は、往復日数を加算することもできます。保護者からの連絡を受け、担任の方で把握します。

4. 急なお迎えについて

来校される前に必ず電話でその旨を学校へ連絡ください。来校されましたら、玄関口のインターホンで迎えに来られた旨をお話してください。職員が対応します。児童の引き渡しについては、職員室もしくは保健室で行います。

5. 車での送迎について

車での送迎は、原則控えてください。やむを得ず送迎される場合は、小学校の駐車場のあいた駐車スペースをご利用ください。(近隣の施設・店舗等の駐車場および周辺道路への駐停車は大変迷惑をおかけすることになりますので絶対におやめください)

6. 日課表について

1. 月・火・木・金曜日

日 課	時間 (分)	時 間
長小タイム	15	8:20～ 8:35
健康観察・朝の会	10	8:35～ 8:45
1校時	45	8:45～ 9:30
休憩	5	9:30～ 9:35
2校時	45	9:35～10:20
中休み	15	10:20～10:35
準備	5	10:35～10:40
3校時	45	10:40～11:25
休憩	5	11:25～11:30
4校時	45	11:30～12:15
給食	40	12:15～12:55
昼休み	25	12:55～13:20
掃除	10	13:25～13:35
準備	5	13:35～13:40
5校時	45	13:40～14:25
休憩	5	14:25～14:30
6校時	45	14:30～15:15
帰りの会	10	15:15～15:25
下校時刻		15:30
〈月曜日の委員会クラブ実施の時〉		
委員会活動・クラブ活動	14:40～15:25	
下校時刻	15:30	
1年生は、月～金まで5校時です。(月火木金 下校時刻 14:40)		
2年生は、月、水、木が5校時です。(月、木 下校時刻 14:40)		
3年生は、水、金が5校時です。(金 下校時刻 14:40)		
4月・5月の火曜日のみ全校5校時で下校します。		
下校時刻は、14:40です。		

2. 水曜日

日 課	時間 (分)	時 間
健康観察・朝の会	15	8:20～ 8:35
1校時	45	8:35～ 9:20
休憩	5	9:20～ 9:25
2校時	45	9:25～10:10
中休み	15	10:10～10:25
準備	5	10:25～10:30
3校時	45	10:30～11:15
休憩	5	11:15～11:20
4校時	45	11:20～12:05
給食	40	12:05～12:45
掃除	5	12:45～12:55
昼休み	25	12:55～13:15
準備	5	13:15～13:20
5校時	45	13:20～14:05
帰りの会	10	14:05～14:15
下校時刻		14:20

水曜日は、全校5時間 14:20下校となります。

※ 行事等により下校時刻が変更になる場合があります。

下校時刻（予定）については、毎月おたよりでお知らせしますので、ご確認ください。HPでもお知らせしています。

II 学習教材の紹介について

1. eライブラリについて

本校ではライズ社の「eライブラリ」というiPadを使った学習システムを導入しており、その中の家庭学習版「eライブラリアドバンス」を自由に利用することができます。家庭内の学習にすすんでご活用ください。

※「eライブラリアドバンス」のトップページを見るためには、インターネットの検索ページで「eライブラリ」またはURL「<https://katei.kodomo.ne.jp/>」を入力してください。



eライブラリアドバンスの使い方

(1) ログイン

おうちでeライブラリアドバンスの学習をするには、ログインする必要があります。学校コード、eライブラリアドバンスのIDとパスワードを入力して、[ログイン] ボタンをクリックしてください。

※「学校コード」「ID」「パスワード」は、それぞれのお子さんにお知らせしています。

ご不明の方は、担任にお尋ねください。

※「eライブラリアドバンス」のトップページにある「学校コード、IDを保持する」にチェックをしておくと、次回から学校コードとIDを入力する必要はありません。

(2) しっかり学習

ログインをしますと、お子さんのアドバンスのトップページが現れます。『しっかり学習』をクリックすると、自主学習用のドリルが表示されます。『ドリル(単元学習)』を選択すると、小学校1年から中学校3年までの各教科のドリルを選択することができます。ドリルの成績は、履歴として残るようになっていますが、学校の成績には全く関係ありません。該当学年ではない学年を選択して学習されても結構です。



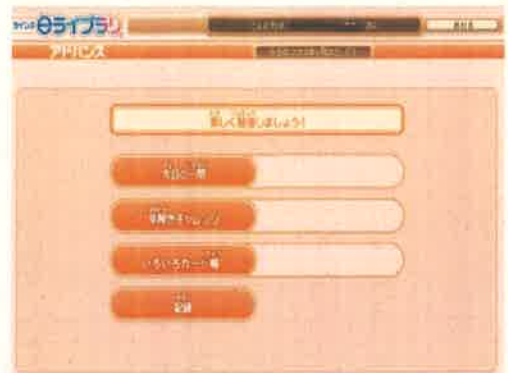
※『りれきドリル』の内容

小学1・2年生 → 算数科・国語科

小学3年生以上 → 算数科・国語科・理科・社会科

(3) 楽しく学習

アドバンスのトップページにあるもう一方の大きなボタン『楽しく学習』をクリックすると、右図のようなゲーム感覚で学習できるページがでてきます。



(4) 対戦! マラソンクイズ

アドバンスのトップページの下にある横長の大きなボタン『対戦! マラソンクイズ』をクリックしますと右図のページが出てきます。

全国のお友だちと同一問題の対戦ができ、ゴールの着順を教えてください。

※「対戦! マラソンクイズ」をするには、初回にニックネームの登録が必要です。他のお友だちが使っていないだろうと思われるニックネームで登録してください。



【その他】

「eライブラリアドバンス」は、先に述べたように成績を履歴として残しておくことができます。

くわしくは、「eライブラリアドバンス」にログインをしていただき、「今日のりれき」をご確認ください。過去の履歴をご覧になりたい場合は、「しっかり学習」をクリックしていただき、「これまでの記録」を選択してください。



「eライブラリアドバンス」は、iPad である自主学習用のツールの1つです。その使い方については、それぞれのご家庭で、親子で相談しながらご活用してください。

2. Qubena について

本校では、3年生～6年生で株式会社 COMPASS の「Qubena」というタブレットを使った学習システムを導入しており、学校でも家庭でも自由に利用することができます。家庭内の学習にすすんでご活用ください。

サイト内へは iPad のホーム画面に追加されております Qubena のタブからお入りください。



Qubena の使い方

(1) ログインについて

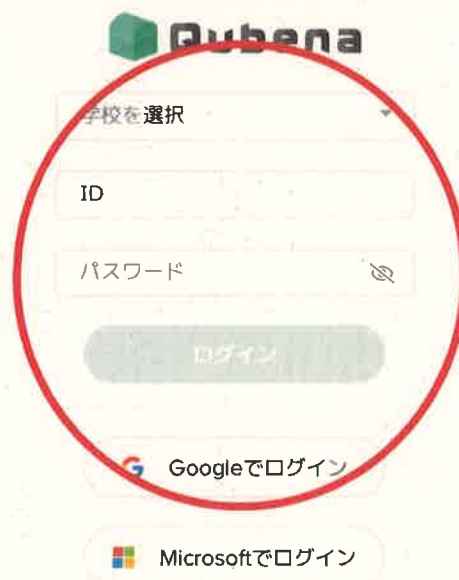
おうちで Qubena の学習をするには、ログインする必要があります。学校選択、Qubena の ID とパスワードを入力して、[ログイン] ボタンをクリックしてください。

※「学校選択」「ID」「パスワード」は、それぞれのお子さんにお知らせしています。

ご不明の方は、担任にお尋ねください。

※ログイン画面下部にごございます「Google でログイン」ボタンを押していただいてもログインが可能です。その際には、Google アカウントのパスワードを入力ください。

ご不明の方は、担任にお尋ねください。



(2) ホーム

ホーム画面を選択していただきますと、各教科の選択画面が出てきます。学習したい教科を選択してください。

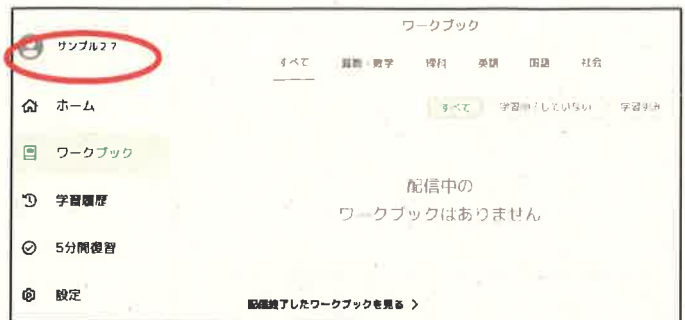
※教科を選択していただくと、学年を選択する画面が出てきます。当該学年の学習から前学年の復習や次学年の予習をすることも可能です。



(3) ワークブック

各学級の担任から、ワークブックを配信することができます。教科・単元を絞り、担任が子どもたちにつけて欲しいと思っている内容を集中して学習することができます。

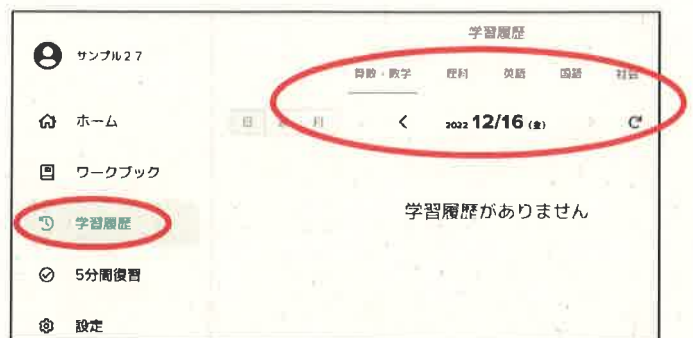
※毎日の宿題や長期休業中の課題となることもございます。



(4) 学習履歴

学習履歴のタブを選択していただくとお子様が学習された内容が教科ごとに確認できます。また、学習履歴の存在する日ごと、週ごと、月ごとに表示を切り替えて確認していただけます。

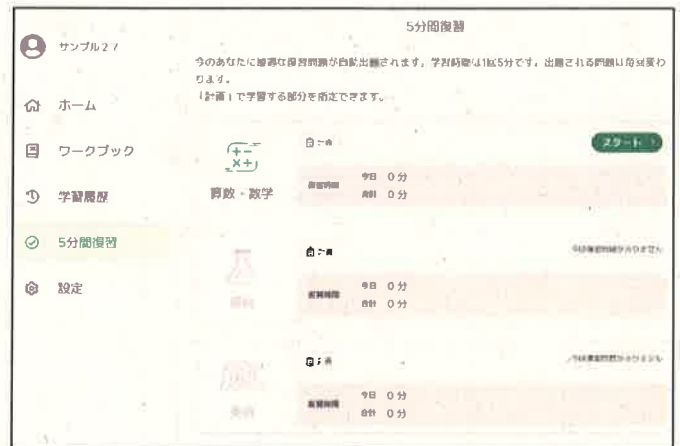
問題を選択すると、個別に復習することができます。また、「不正解のみ」にチェックを入れていただくと、まちがえた問題のみをフィルタリングすることも可能です。



(5) 5分間復習

5分間復習では、過去に解いたことがある問題、およびそれに関連する問題の中から、AIが抽出した復習問題を学習することができます。

5分間復習には、教科ごとに復習問題を抽出する「通常モード」と、指定した範囲から復習問題を抽出する「計画モード」があります。



Qubena についてお困りのこと等ございましたら、下記の URL・QR コードから Qubena Navi にお入りください。

キュービナビへのアクセスはこちらから！
<https://navi.qubena.com>



3. 長小プリントコーナーについて

このプリントコーナーの利用は、授業に使用するだけでなく、長小タイムや自主学習、隙間時間に子どもたちが活用できるようにしております。また、保護者の方にも自由に持ち帰っていただいて、家庭学習に活用していただけるようになっています。

「プリントコーナー」は、各学年の廊下に設置しています。



- 各学年に棚（合計40段）を
1年—生活科室
2年—日本語教室前
3年—3Cと3Dの間
4年—PCⅡ室
5年—旧英活
6年—3多目前 に配置

<内容の例>

- (1) 100ます計算（たし算、ひき算、かけ算）
- (2) 50ます計算（たし算、ひき算、かけ算）
- (3) 漢字プリント（各学年）
- (4) 算数単元別プリント（各学年）
- (5) 他教科の基礎プリント（各学年）

<プリントコーナー利用についてのお願い>

- ケース内のプリントが残りわずかになった時は、本校職員にお知らせください。
- 特に、ケース内のプリントが残り1枚になった時は持ち帰らず、必ずお知らせください。増し刷りをしてお渡しします。

III 健康・安全について

1. 保健室からのお知らせ

1. 就学前に身につけさせたいこと

(1) 基本的な生活習慣

学校での子どもたちの様子を見ると、生活の乱れが情緒の不安や勉強不振につながっていると感じます。生活習慣や毎日の生活のリズムは心理面や身体面に大きな影響を与えます。生活リズムが乱れると健康にも異常をきたします。お子さんが、学校生活を楽しく生き生きと過ごすために、家庭での生活が安定していることが大切です。入学、新学期までによい生活習慣が身につくようにしましょう。

(2) 生活のリズム

- ・起床 曜日に関係なくいつも決まった時刻に起き、起床後顔を洗ってからだを目覚めさせましょう。
- ・朝食 朝食は、午前中の勉強を支える脳の栄養です。また、遊んだり運動したりするエネルギーになります。必ず朝食は食べてくるようにしましょう。
- ・歯磨き 食後には歯磨きをする習慣をつけましょう。
- ・排便 朝食後など毎日、トイレへ行く習慣をつけましょう。
- ・運動 学童期は、発育がめざましく体力づくりの大切な時期です。天気のよい日はなるべく外でからだを使って遊ぶようにしましょう。(太陽の光は骨を強くします。)
- ・睡眠 低学年では、10時間程度の睡眠をとることが必要です。大人の生活につきあって、就寝時刻が遅くならないように気をつけ、子どもに生活のリズムをつけるためにも早寝早起きを心がけるようにしましょう。
- ・手洗い 体を清潔にするとともに病気の感染を防ぐことが大切です。トイレの後、遊びの後、帰宅後、食事の前などに手洗い、うがいをする習慣をつけてください。また、毎日清潔なハンカチを携帯して、手を洗った後に使えるようにしましょう。

※むし歯等の治療の必要なお子さんは入学までに必ず治療を済ませておいてください。



2. 入学後の生活の中において

(1) 登校前の健康観察

登校直後から体の不調を訴え保健室へ来室するお子さんがいます。毎朝、家庭で健康観察をしてください。体温を必ず測り、お子さんの表情や食欲など様子を見ていただき、状況によっては医師の診察を受け、体調不良の時は家庭で休養をしてください。

(2) 学校感染症による出席停止 (P. 7 参照)

学校保健安全法により医師から下記の診断があった時は「出席停止」になり「感染症罹患による欠席報告書」が必要となります。用紙をお渡ししますのでお知らせください。または、長浜小学校ホームページよりダウンロードすることも可能です。新型コロナウイルス感染症対策のための扱いについてはP 9に詳しく書かれています。

インフルエンザ・百日咳・麻疹・流行性耳下腺炎・咽頭結膜熱
風疹・水痘・結核・髄膜炎菌性髄膜炎・流行性角結膜炎
腸管出血性大腸菌感染症・急性出血性結膜炎・その他の伝染病

(3) 保健室での休養

学校生活の中でのけがや病気などで、しばらく休養すれば回復すると思われる場合は、保健室で休養していただきます。(原則1時間)しかし、発熱や症状が重く、医師の診察が必要と思われる時は、連絡しますので学校までお迎えをお願いします。



(4) 緊急連絡カード

緊急連絡カードを入学後お渡しします。緊急な連絡が必要な時のカードです。連絡先やアレルギー体質について、できるだけ詳しく正確にご記入ください。また、年度途中で、電話番号等変更があった場合は、速やかにお知らせください。保護者名については、お子さんが加入されている保険証の名義の方をご記入ください。

個人情報の保護には十分配慮しております。必ず連絡のとれる電話番号をご記入ください。 *お勤め先等の昼間に連絡が取れる連絡先を記入ください。

(5) その他

- ・「独立行政法人 日本スポーツ振興センター」へ加入をお勧めします。されていますと学校の管理下でけがが発生した場合、保護者の方が医療保険を使って、1件のけがにつき1,500円以上支払われた場合、医療保険並の療養に要する費用4/10が支給されます。詳細については入学後お知らせいたします。加入いただきますようお勧めします。
- ・学校で下着(パンツ)を汚された時は新しいものに替えていただきますので返却は新品の下着(パンツ)をお願いします。
- ・首から上のけがは、その状態にかかわらず保護者の方に確認していただき、保護者の判断により医師の診察を受けていただくことになります。



2. 食物アレルギーの対応について

子どもたちが毎日食する給食ですが、長浜市では、学校給食センターより配食されます。長浜南部学校給食センターでは、食物アレルギーをお持ちのお子さんに対し次の対応を行っています。



- (1) 予定材料表の配布・確認
- (2) 除去食の提供
- (3) 一部代替食の提供

※除去食・代替食のできない場合は、お家より代替食のご持参をお願いします。

上記(1)(2)(3)のとおり、給食でのアレルギー対応を希望される場合には、書類の提出が必要となります。

年に一度、食物アレルギー調査を実施しておりますが、年度途中でも新たに食物アレルギーでの対応が必要となった場合は、その時点でお知らせください。

学校給食センターでの食物アレルギーに関する対応は次の通りとなります。内容をお読み頂いて、対応の必要がある場合は学校まで問い合わせください。

給食における食物アレルギーをもつお子さんへの配慮について

長浜南部学校給食センター

1. 給食での対応について

園・学校で提供する給食は、学校給食センターで調理・配缶し、各園・学校に配送します。アレルギー対応食に関しても同様です。

希望される方へは、給食に使用する加工食品等について、成分表を公開します。

特定の食品に対してアレルギー症状を有する園児・児童生徒に関しては、保護者からの申請がある場合に限り、対応を検討します。

アレルギー対応食は、通常の給食献立を基本としています。

A：除去食の提供	アレルギーの原因となる食品を当日の献立の料理の材料から取り除き、個別に調理します。
B：代替食の提供	アレルギーの原因となる食品を除去した場合、料理として成立しないものや、栄養価が大きく不足するものは、通常の献立とは別の内容に変更します。
C：家庭からの持参	できる限りご希望にそって対応したいと考えておりますが、A・Bどちらの対応も不可能な場合、もしくは除去食・代替食の内容に同意していただけない等の場合は、家庭からのご持参をお願いします。

2. 申請方法

- (1) 食物アレルギー疾患があり、給食時に配慮を希望する方は「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」〈アナフィラキシー・食物アレルギー用〉および「食物アレルギー対応 申請書」を園・学校に提出してください。

※学校生活管理指導表にかかる費用(文書料等)は条件により保険適用となります。

- (2) 給食の開始までに個別の面談を関係職員とさせていただきます。
- (3) 園・学校から「食物アレルギー対応の決定通知」を送付しますので、その内容を確認のうえ、「食物アレルギー対応同意書」に署名または、記名・押印をしていただき、速やかに提出をお願いします。
- (4) 「食物アレルギー対応同意書」の提出後、給食での個別対応が開始となります。

3. 毎月の給食献立について

食物アレルギー対応の申請があった方には、毎月「予定材料表」を園・学校を通じてお渡しします。各献立について使用材料名を記載していますので、確認をお願いします。

食物アレルギー対応の申請があった方には、毎月「除去食・代替食表」を園、学校を通じてお渡しします。必要事項を記入のうえ、学校に提出をお願いします。給食センターでは提供内容に同意された方に、食物アレルギー対応食を提供します。

4. アレルギー対応食の提供までの流れについて

- (1) アレルギー対応食を希望する保護者は医療機関を受診し「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」〈アナフィラキシー・食物アレルギー用〉で診断、指示を受ける。



- (2) 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」〈アナフィラキシー・食物アレルギー用〉および「食物アレルギー対応申請書」を園・学校へ提出する。



- (3) 申請書のあった園児・児童・生徒の保護者に対して、個別面談を実施する。
(※前年度から継続の場合は必要と判断された場合に限りです)



- (4) 園・学校から「食物アレルギー対応の決定通知」を送付するので、その内容を確認のうえ、「食物アレルギー対応同意書」に署名または、記名・押印をし、園・学校に提出する。



- (5) ひと月分の給食の「予定材料表」で、保護者はアレルギーのある食材のチェックをする。「除去食・代替食表」に必要事項を記載し園・学校に提出する。



- (6) 保護者・学校（園）・給食センターが「除去食・代替食表」の情報を共有する。



- (7) アレルギー対応食を提供する。

学校給食のアレルギー対応は、あくまでも医師の診断と指示に基づいて行うものです。また、学校給食では大量調理を行うため、お一人おひとりの症状に合わせた対応はむずかしいこともあります。安全な給食提供のためにご理解・ご協力をお願いします。

3. 個人情報の取扱いについて

本校では、お子さんに関する個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」や文部科学省の指針、長浜市の条例に従い、次の通り慎重に取り扱っています。年度始めには特に提出を求めることが多くなりますが、ご理解ください。

1. 個人情報とは

名前、住所、電話番号、生年月日など、個人が特定・識別できる情報です。

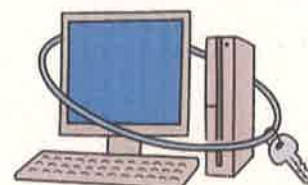
学校では次の方法によってのみ、個人情報を収集・保有します。その他一切の第三者から、個人情報を収集することはありません。

- (1) 保護者やお子さんからの提出によるもの
- (2) 「就学通知書」等、関係諸機関からの法令に基づいた送付によるもの

2. 個人情報の利用目的

学校の保有する個人情報は、次の目的に利用し、他の目的には使用しません。

- (1) 入学や転退学、進学の手続きのため
- (2) 教育活動や学校生活全般に関わる管理や連絡のため
- (3) お子さんや保護者への連絡や、必要書類の発送のため
- (4) 身体・生命を保護するため（緊急の場合に限ります）
- (5) 各種競技会・展覧会等の名簿提出に係る連絡・報告のため



3. 個人情報の作成・管理

学校が作成・保有する個人情報は、学籍関係・学習評価・名簿等があり、紛失や流出などの事故がないよう、厳正に管理しています。また、成績、身体的特徴、家庭環境、健康状態等、一切の個人に関する情報についても同様に管理しています。

4. その他

- (1) 本校では、卒業アルバムの作成や健康診断等の検査を専門業者に委託する場合があります。委託する業務に個人情報が含まれる場合は、業務委託契約を締結し、情報が紛失・流出することのないよう、適切な措置を講じています。
- (2) 教育活動に関する記録写真で、学校便り「開知」や研究紀要、ホームページなどに掲載、使用する場合があります。不都合のある場合は申し出てください。
- (3) 個人情報の取扱いに関してご不明な点がございましたら、学校へお問い合わせください。 長浜小学校 (Tel. 62-0070)

4. 不審者への対策について

1. 登下校時の安全

事故や不審者からお子さんの安全を守るため、本校では、登校は各町の登校班で、下校は学年ごとに下校方向が同じ児童同士で下校をさせています。必ず通学路を通り集団登校をさせ、欠席や遅刻の際は、登校班までそのことを連絡してください。

また、万一に備え、防犯ブザーを携帯させています。防犯ブザーは入学時に配布しますが、電池切れや故障がないかを確認、ランドセルの使いやすい位置につけてください。尚、故障・紛失した場合は、ご家庭で購入ください。

2. 万一に備えて

学校では、「危ない」と感じたら、逃げる、大声でさけぶ、防犯ブザーを鳴らす、近くの家を駆け込んで助けを求めるなどの、自分の身を守る指導をしています。次の「い・か・の・お・す・し」を合い言葉に、危険から身を守る指導をしていますので、ご家庭でも参考にしてください。

知らない人については「いか」ない。
知らない人の車に「の」らない。
危ないと思ったら「お」おきな声を出す。
危ないと思ったらその場から「す」ぐ逃げる。
大人の人に「し」らせる。



3. 校舎の施錠

学校では、子どもたちが登校し終えたら、安全確保のため、昇降口は鍵をかけています。遅れて登校する場合や忘れ物を届けるなどされる場合、玄関のインターフォンを通して、職員室の職員にお伝えください。

4. 緊急時の連絡

近くで安全を脅かす事案が発生したなどで、緊急に保護者のみなさんに注意喚起をお願いする必要がある場合、学校の緊急メールでお知らせいたします。携帯電話でメール受信登録の手続きを行ってください。(P36、37参照)

いずれにしても、複数で登下校する、見えるように防犯ブザーを身につける、人通りの少ないところへ近寄らないなど不審者と出会わない工夫をすることが大切です。不審な人物を見かけたら、まず警察に連絡を入れてください。

5. 非常災害時(台風等)における対応について

1. 台風の接近等で次の警報が発令された場合

学校は時間帯によって臨時休業の措置をとります。

- ・滋賀県あるいは滋賀県北部に**暴風警報**もしくは**暴風雨警報**が発令されている場合
- ・滋賀県あるいは滋賀県北部に**暴風警報**もしくは**暴風雪警報**が発令されている場合
- ・長浜市に特別警報が発令されている場合



時間帯	対応
上記の警報が午前7時までに解除	通常どおり登校させてください。
上記の警報が午前7時の時点で発令中	臨時休業（非常連絡等はいりません）。 児童を登校させないでください。

※午前7時までに、特別警報が解除された場合や警報が発令されていない場合でも、気象状況やその推移、影響等を考えて、臨時休業、自宅待機、始業時刻の繰り下げ等を行うことがあります。その場合は、メール配信で午前7時頃までに連絡をします。なお、諸事情により、連絡が午前7時より遅れることがあるかもしれませんが、ご了承ください。

※「大雨・洪水・大雪等の警報」や各種注意報が発令された場合、原則として通常授業を行います。ただし、河川の氾濫や道路の破損等、通学上、危険が予想される場合は、その状況により自宅待機、始業時刻の繰り下げ等の措置をとることがありますので、ご了承ください。危険な状態を目撃された場合は、直ちに学校へご連絡ください。

※登校後、「暴風警報」「特別警報」が発令されることが予想される場合は、下校時刻を繰り上げるなどの措置をとることがあります。その場合もメール配信でお知らせします。

台風接近時は、気象状況が刻々と変化します。テレビ等の気象情報に十分ご留意ください。

2. 弾道ミサイル飛来に伴う対応について

(1) 「Jアラート(全国瞬時警報システム)による緊急放送」があった場合の避難方法について (以下、国民保護ポータルサイトより引用)

- ①屋外にいる場合：できる限り丈夫な建物や地下に避難する。
- ②建物がない場合：物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
- ③屋内にいる場合：窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

(2) 自宅待機と臨時休業の取り扱いについて

① 学校始業時刻までに本県域に「Jアラートによる緊急放送」があった場合

自宅にいる場合

一旦、自宅待機とします。その後の「登校するか臨時休業か」の連絡については、できる限り早く、緊急連絡メールや電話等でお知らせします。

すでに登校途中で自宅に近い場合

上記(1)の避難行動をとり、一旦帰宅して自宅待機とします。その後の「登校するか臨時休業か」の連絡については、できる限り早く、緊急連絡メールや電話等でお知らせします。

すでに登校途中で学校に近い場合

上記(1)の避難行動をとり、そのまま学校に登校とし、学校において安全確保に努めます。

② 学校始業時刻後に本県域に「Jアラートによる緊急放送」があった場合

学校において上記(1)の避難行動をとり、安全確保に努めます。なお、下校等の連絡は、状況をみて緊急連絡メールや電話等により保護者へ連絡します。

3. その他

保護者の皆様には臨機応変な対応をお願いすることになり、状況によっては朝早くの連絡になることも想定されますが、ご理解をお願いいたします。



IV 各種事務手続きについて

1. 就学援助制度について (令和5年度用の市教委の配布文書より)

長浜市では、経済的に困りの保護者を対象に、学校で必要な教育費の一部を援助しています。援助を希望される方は、下記の説明を読み、申請してください。

【重要】就学援助の申請は毎年必要です。令和4年度に就学援助または入学前応援金を受給された人も、引き続き援助を希望される場合は申請してください。

1. 就学援助対象者

長浜市内に住所を有し、滋賀県内国公立の小学校、中学校、義務教育学校に在学している児童・生徒の保護者のうち、次のいずれかに該当する方

- (1) 世帯全員の市民税が非課税である
- (2) 令和4年中の世帯所得が市教育委員会の定める基準額以下である

※ 生活保護を受けている方は、修学旅行費のみ支給します。(申請書手続きは不要)

※ 世帯の生計を維持する方の失業や長期療養、家庭事情の変動により所得が著しく減った場合は、教育委員会までご相談ください。



【認定基準額の例】※生計同一の世帯全員の総所得額が対象

世帯員数	世帯の状況	前年の所得
2人	親1人(32歳)、子1人(小学1年生)	約193万円
3人	親1人(33歳)、子2人(小学2年生・4歳児)	約227万円
3人	両親(43歳・39歳)、子1人(小学6年生)	約230万円
4人	両親(45歳・43歳)、子2人(中学2年生・小学4年生)	約279万円
5人	両親(46歳・42歳)、子3人(中学3年生・小学6年生・小学2年生)	約320万円
6人	両親(48歳・43歳)、子2人(高校2年生・中学1年生)、祖父母(77歳・72歳)	約333万円

注意

- ・上表の認定基準額はおよその目安です。人数や年齢、小中学生がいるかなどの世帯構成の状況により、基準額が異なります。また、法令の改定により、基準額が変わる場合もあります。
- ・原則として住民基本台帳の世帯員で審査します。異なる場合は必要書類を添付してください。
- ・アパート・借家の場合は基準額に家賃額(共益費等を除く)を加算します。ただし、上限があります。

2. 受付期間

令和5年3月1日(水)～4月28日(金)

※ 受付期間を過ぎてからも随時受付します。ただし、申請のあった月の翌月分からの給付となります。

3. 申請方法

- (1) 申請書と必要書類(※裏面参照)を学校または教育委員会へ提出してください。
- (2) 申請書は世帯で1枚です。対象児童生徒が2人以上の場合はまとめて申請してください。

※申請書は学校または教育委員会にあります。3月以降は長浜市ホームページからダウンロードできます。

重要 前年所得が未申告の場合は、審査できません。所得の有無に関係なく、必ず申告を済ませてから申請してください。

【必要書類】

該当する方	必要書類
口座振込を希望する場合	通帳またはキャッシュカードのコピー
アパート・借家の場合	建物賃貸借契約書または重要事項説明書のコピー ・物件、契約者、家賃額(共益費、駐車場代等除く)、契約期間が確認できること ・親族所有の場合は持ち家としてください。ただし、賃貸借契約を締結し親族が不動産所得を申告している場合は、借家として契約書を提出してください。
令和5年1月1日に長浜市に住所がない場合	令和5年度所得証明書 ※6月8日(木)までに提出、コピー可。 ・所得証明書は6月以降に1月1日に住所のあった市区町村で取得してください。 ・市区町村発行の市県民税決定通知書でも可(源泉徴収票は不可) ・18歳以上の世帯全員分が必要です。
住民票の世帯と異なる① (同一世帯員を除く場合)	2世帯分の同種同月の公共料金の領収書のコピー (電気・ガス・水道のいずれか)
住民票の世帯と異なる② (別世帯の親族を追加する場合)	書類不要 ・児童生徒・世帯員の税法上の扶養者は家族欄に記載してください。 ・市外在住者(単身赴任等)の場合は、令和5年度所得証明書が必要です。

4. 審査結果

審査結果(認定・否認定の通知)は、6月下旬に郵送します。



5. 給付方法・給付内容

- (1) 年3回に分けて、保護者口座へ振込みまたは学校を通じて給付します。
1学期(4~7月): 7月、2学期(8~12月): 12月、
3学期(1~3月): 3月
- (2) 修学旅行費は学校を通じて給付します。
- (3) 学校給食費は市の給食費会計に直接支払い(代理納付)します。

【給付額】

	小学校 義務教育学校前期課程	中学校 義務教育学校後期課程
学用品費等 ※年額 (途中認定の場合は月割相当額)	1年生 13,230円 2～6年生 15,500円	1(7)年生 25,040円 2・3(8・9)年生 27,310円
新入学児童生徒学用品費等 (4月認定の1年生・7年生)	54,060円	60,000円
修学旅行費 (実施月までに認定されている人)	実費相当額	実費相当額
学校給食費	実費相当額	実費相当額
校外活動費(宿泊を伴うもの)	交通費・見学料の実費相当額 (上限3,690円)	交通費・見学料の実費相当額 (上限6,210円)

注意

- ・学用品費等には、通学用品費と校外活動費(宿泊を伴わないもの)を含んでいます。
- ・令和4年度に入学前応援金を受け取られた方への新入学児童生徒学用品費等の給付はありません。
- ・5月認定以降は給付内容や金額が変わります。

<問い合わせ先>

長浜市教育委員会事務局 すこやか教育推進課

(長浜市八幡東町632番地 長浜市役所5階) TEL 65-8606

2. 学費等の集金について

本校の学費等の定期集金につきましては、金融機関を利用した「口座振替」の方法で実施しております。令和5年度より市内統一システムを利用することとなり、一部変更となる部分があります。従来、8月は口座振替を行っておりませんでした。今年度より口座振替を行いません。3月は口座振替を行いません。

1. 定期集金の内容

学年費・個人教材費・旅行積立・卒業積立・振替手数料です。

*旅行積立および卒業積立は高学年で集金させていただきます。

給食費	月4,000円 小学校については、市民で支える給食費補助事業により無償となっておりますので口座振替はありません。
学年費	学年で共通して使用する教材や、テストやドリル等個人で使用する教材費用です。【定額徴収】
旅行積立	修学旅行用の積立です。月2,000円を5年生の6月から6年生の5月まで集金します。
卒業積立	アルバム等卒業に関する諸経費の積立です。 月2,000円を6年生の6月からおおよそ2月まで集金します。
振替手数料	口座振替時に他の集金額に加算して11円が引き落としされます。

※尚、校外学習費、スポーツ振興センター掛金、PTA会費等については別途振替徴収を行いませんので、学年通信等にてご連絡させていただきます。

2. 口座振替による集金

- (1) 定額集金額については、4月当初にお子さんを通じて保護者の皆様に連絡文書を配布します。
- (2) 毎月の定期集金は、保護者様の指定口座から、所定の振替日（毎月26日【予定】）に引き落としされます。
（4月以降の26日が土・日・祝日の場合は、次の営業日）
- (3) 保護者様には、振替日までに指定口座へ集金額と手数料以上の入金をしていただくことが必要となります。残高不足等で振替日に引落ができなかった場合は、その月の集金分を現金で集金させていただきます。（その場合においても、手数料を加算して現金集金させていただきます。）

※手続き等ご不明な点は、長浜小学校学費担当までご連絡いただきますようお願いいたします。

3. 取扱金融機関

保護者様の口座登録を指定いただく金融機関は下記の5機関のいずれかとなっております。取扱金融機関以外では口座振替ができません。取扱金融機関に口座をお持ちでない保護者様は、お手数ですが、取扱金融機関に口座を新規開設頂きますようお願いいたします。

- | | |
|---------------|------------|
| (a) 大垣共立銀行 | (b) 滋賀銀行 |
| (c) J A レーク伊吹 | (d) 長浜信用金庫 |
| (e) 関西みらい銀行 | |

4. 口座振替の手続き

下記の書類に記入捺印し学校へ提出してください。下記書類は、長浜小学校職員室にあります。下記書類は金融機関へ提出する書類です。記入に当たっては、記載漏れ・間違い等がありますと金融機関より返却されますので、記載例をよく読んで間違いのないようご注意ください。

(提出書類)

- ・学費等預貯金口座振替申込書
- ・学費等預貯金口座振替依頼書

(提出書類の期限)

新入学児童・・・入学説明会の案内に上記提出書類を同封していますので、必ず入学説明会の受付で提出してください。

転入時・指定口座の変更時・・・月の10日までに学校へ提出されますと翌月から新規登録口座での引落が可能です。10日以降ですと翌々月からになりますのでご了承ください。

その他

保護者様に返金事務を行う場合におきましては、口座変更等により振込エラーが発生しますと、1件につき、660円(600円+消費税)の手数料が発生し、保護者様にご負担いただくこととなります。口座(金融機関、名義人等)を変更される場合は、必ず学校担当者へ連絡していただきますよう、お願いいたします。

記入例

学費等預貯金口座振替申込書

ご記入日

令和 年 月 日

長浜市立長浜小学校 御中

私は、上記の学校が指定する諸費用を預貯金口座振替により支払うことといたし、下記の内容を金融機関に対して依頼しましたので、請求書は下記の金融機関に送付してください。

通帳の表紙に印字されている通りに記入してください。

預金者名 (口座名義)	フリガナ ナガハマ タロウ 長浜 太郎	金融機関名 農業協同組合 滋賀 銀行 信用金庫	支店名 びわこ 出張所 代理店	預金種目・口座番号 ① 普通 2. 当座 0 0 1 2 3 4 7
指定預金口座	振替目 振替金額	学校が指定する日	学校が指定する日	店番
振替日	学校が指定する日	学校が指定する日	学校が指定する日	7 7 7
振替開始時期	振替金額	学校が指定する日	学校が指定する日	7 7 7
児童・生徒の学年	学年 1	フリガナ ナガハマ イチロウ	児童・生徒の氏名	長浜 一郎
住所	(〒 000 - 0000) (TEL 0000 - 00 - 0000) 長浜市〇〇町〇〇番地			

※ 上記の記載内容は口座登録事務および口座振込に使用し、目的外使用はいたしません。

提出締切日 月 日

※金融機関使用欄

口座振替依頼書確認印

【保護者→学校→金融機関→学校】

黒いペンで記入してください。

訂正される場合は、該当箇所にも二重線を引き、その上に「金融機関のお届出印」欄に押印された印を押し、正しくご記入ください。

学費等預貯金口座振替依頼書

ご記入日

令和 年 月 日

(取扱金融機関)

いづれかの金融機関を選択し、○印をつけてください。

滋賀銀行 長浜信用金庫・関西みらい銀行・大垣共立銀行・レーク伊吹農業協同組合 御中

私は、下記学校に支払うべき学費等を私名義の下記預金口座から、預金口座振替によって支払うこととしたいので、下記事項を確認のうえ依頼します。

通帳のお届印を押し、印鑑のお届けない口座の場合は、シャチハタ以外の印を押してください。

金融機関のお届出印

長浜

口座番号は右詰にて記入してください。

学校名	フリガナ ナガハマ タロウ 長浜市立長浜小学校	支店名	支店 びわこ 出張所 代理店	預金種目・口座番号	① 普通 2. 当座 0 0 1 2 3 4 7
預金者名 (口座名義)	滋賀 銀行 信用金庫	金融機関名	滋賀 銀行 信用金庫	振替目	学校が指定する日
指定預金口座	振替目 振替金額	学校が指定する日	学校が指定する日	店番	7 7 7
振替日	学校が指定する日	学校が指定する日	学校が指定する日	振替金額	7 7 7
振替開始時期	振替金額	学校が指定する日	学校が指定する日	振替金額	7 7 7

預貯金口座振替規程

- 金融機関に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預貯金口座から引き落としのうえ支払ってください。この場合、預貯金規定または当該金融機関の規定にかかわらず、預貯金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。また、金融機関からの預貯金等の発行はいたしません。
- 振替日において請求書記載金額が預貯金口座から払戻すことのできる金額をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- 学年、組等が変更になった場合は、当依頼書の記載内容にかかわらず、学校より報告される学年、組等により処理されても異議ありません。
- この契約を解約するときは、私から金融機関に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり学校から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、金融機関はこの契約が終了したとして取扱いをさせていただきます。
- この預貯金口座振替について取りかきに紛議が生じても、金融機関の責めによる場合を除き、金融機関には迷惑をかけません。
- この依頼書の記載内容に基づきましては口座確認業務のみを使用し、目的外使用はいたしません。

【金融機関使用欄】

- (不備返却事項)
- 預金取引なし
 - 記載事項等相違
 - 印鑑相違
 - その他(店名、預金種目、口座番号、口座名義)

(取扱店処理日)

捺印	印鑑照合	受付

【保護者→学校→金融機関】

学費等預貯金口座振替申込書

令和 年 月 日

長浜市立長浜小学校 御中

私は、上記の学校が指定する諸費用を預貯金口座振替により支払うことといたし、下記の内容を金融機関に対して依頼しましたので、請求書は下記の金融機関に送付してください。

預金者名 (口座名義)	フリガナ		
指定預金 口座	金融機関名 農業協同組合 銀行 信用金庫	支店名 支店 出張所 代理店	預金種目・口座番号 1. 普通 2. 当座
振替日	振替種目	振替金額	店番
振替開始時期	振替種目	振替金額	店番
児童・生徒の 学年	学年	児童・生徒の氏名	フリガナ
住所	(〒 ー ー) (TEL ー ー ー)		

※ 上記の記載内容は口座登録事務および口座振込に使用し、目的外使用はいたしません。

※金融機関使用欄

口座振替依頼書確認印

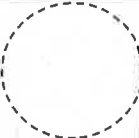
学費等預貯金口座振替依頼書

令和 年 月 日

(取扱金融機関)

滋賀銀行・長浜信用金庫・関西みらい銀行・大垣共立銀行・レオク伊吹農業協同組合 御中

私は、下記学校に支払うべき学費等を私名義の下記預金口座から、預金口座振替によって支払うこととしたいので、下記事項を確認のうえ依頼します。

学校名	長浜市立長浜小学校			金融機関の お届出印
預金者名 (口座名義)	フリガナ			
指定預金 口座	金融機関名 農業協同組合 銀行 信用金庫	支店名 支店 出張所 代理店	預金種目・口座番号 1. 普通 2. 当座	
振替日	振替種目	振替金額	店番	
振替開始時期	振替種目	振替金額	店番	
児童・生徒の 学年	学年	児童・生徒の氏名	フリガナ	
住所	(〒 ー ー) (TEL ー ー ー)			

----- 預貯金口座振替規程 -----

- 金融機関に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預貯金口座から引き落としのうえ支払ってください。この場合、預貯金規定または当座勘定規定にかかわらず、預貯金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の提出はしません。また、金融機関からの領収書の発行はいたしません。
- 振替日において請求書記載金額が預貯金口座から払戻すことのできる金額をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- 学年、組等が変更になった場合は、私から金融機関に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期により処理されるときは、私から金融機関に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間におわたり学校から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、金融機関はこの契約が終了したものと取り扱ってさしつかえありません。
- この預貯金口座振替について取り扱ってさしつかえありません。
- この依頼書の記載内容につきましては口座確認業務のみに使用し、目的外使用はいたしません。
- この依頼書の記載内容につきましては口座確認業務のみに使用し、目的外使用はいたしません。

【金融機関使用欄】

(不備返却事項)

- 預金取引なし
- 記載事項等相違 (店名、預金種目、口座番号、口座名義)
- 印鑑相違
- その他

(取扱店処理日)

検印	印鑑照合	受付

【保護者→学校→金融機関→学校】

【保護者→学校→金融機関】

記入例

この囲みの中は必ず記入し、ご提出ください。登録口座変更なしの場合はこの枠内のみの記入で変更有りの場合は記入例に従って記入後ご提出ください。

学年・組 _____ 年 組 _____

保護者氏名 _____

児童・生徒氏名 _____

下記のいずれかに○を記入し、この用紙を学校に提出してください。
 () 登録口座を変更します。一以下の項目に記入押印をお願いします。
 () 登録口座を変更しません。一以下の項目は記入不要です。

学費等預貯金口座振替申込書

長浜市立〇〇学校 御中

令和 年 月 日

私は、上記の学校が指定する諸費用を預貯金口座振替により支払うこととした。下記の内容に於いて依頼しましたので、請求書は下記の金融機関に送付してください。

預金者名 (口座名義)	フリガナ ナガハマ タロウ	長浜 太郎	支店名	支店 びわこ	預金種目・口座番号	①普通 0012347	2.当座
金融機関名	農業協同組合 びわこ信用金庫	びわこ	出張所 代理店	費用 金額	フリガナ ナガハマ イチロウ	店 番	
指定預金口座	滋賀	学校が指定する日 振替種目	学校が指定する日 振替金額	学校が指定する日 振替金額	児童・生徒の 学年	7 7 7	
振替日	学校が指定する日	学校が指定する日	学校が指定する日	学校が指定する日	児童・生徒の 学年	7 7 7	
振替開始時期	学校が指定する日	学校が指定する日	学校が指定する日	学校が指定する日	児童・生徒の 学年	7 7 7	
児童・生徒の 学年	フリガナ ナガハマ イチロウ	児童・生徒の氏名	長浜 一郎	住所	(〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇) (TEL 〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇)	長浜市〇〇町〇〇番地	

令和4年度の学年を記入してください。

※ 上記の記載内容は口座登録事務および口座振込に使用し、目的外使用はいたしません。
 ※金融機関使用印

口座振替依頼書確認印

提出締切日 月 日

【保護者一学校一金融機関一学校】

黒いペンで記入してください。
訂正される場合は、該当箇所に二重線を引き、その上に「金融機関のお届出印」欄に押印された印を押し、正しくご記入ください。

黒いペンで記入してください。
訂正される場合は、該当箇所に二重線を引き、その上に「金融機関のお届出印」欄に押印された印を押し、正しくご記入ください。

学費等預貯金口座振替依頼書

令和 年 月 日

金融機関 (取扱金融機関)

いずれかの金融機関を選択し、○印をつけてください。

滋賀銀行・長浜信用金庫・関西みらい銀行・大垣共立銀行・レオ伊吹農業協同組合 御中

私は、下記学校に支払うべき学費等を私名義の下記預金口座から、預金口座振替によって支払うこととしたので、下記事項を確約のうえ依頼します。

学校名	長浜市立〇〇学校	支店名	支店 びわこ	預金種目・口座番号	①普通 0012347	2.当座
預金者名	フリガナ ナガハマ タロウ	金融機関名	農業協同組合 びわこ信用金庫	出張所 代理店	費用 金額	店 番
指定預金口座	滋賀	学校が指定する日 振替種目	学校が指定する日 振替金額	学校が指定する日 振替金額	児童・生徒の 学年	7 7 7
振替日	学校が指定する日	学校が指定する日	学校が指定する日	学校が指定する日	児童・生徒の 学年	7 7 7
振替開始時期	学校が指定する日	学校が指定する日	学校が指定する日	学校が指定する日	児童・生徒の 学年	7 7 7

通帳の表紙に印字されている通りに記入してください。

通帳のお届印を押し、口座の印鑑のお届がない場合は、シャチハタ以外の認印を押し、口座番号は右詰にて記入してください。

預貯金口座振替規程

- 金融機関に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預貯金口座から引当りし、口座振替規定にかかわらず、預貯金通帳、向払請求書の提出または小切手の振出しはしません。また、金融機関からの振取書等の発行はいたしません。
- 振替日において請求書記載金額が預貯金口座から私戻すことのできる金額をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- 学年・組等が変更になった場合は、当依頼書の記載内容にかかわらず、学校より報告される学年、組等により処理される場合があります。
- この契約を締結するときは、私から金融機関に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期にわたって学校から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、金融機関はこの契約が終了したものと取扱いをさせていただきます。
- この預貯金口座振替についてかぎりに紛争が生じても、金融機関の責めによる場合を除き、金融機関は差支をかけません。
- この依頼書の記載内容につきましては口座登録業務のみに使用し、目的外使用はいたしません。

【金融機関使用欄】

(不備返却事項)

1. 預金取引なし
2. 記載事項等相違
3. 印鑑相違
4. その他(店名、預金種目、口座番号、口座名義)

(取扱店処理日)

検印	印鑑照合	受付

【保護者一学校一金融機関】

学年・組 _____ 年 _____ 組
 保護者氏名 _____
 児童・生徒氏名 _____

下記のいずれかに○を記入し、この用紙を学校に提出してください。
 () 登録口座を変更します。→以下の項目に記入押印をお願いします。
 () 登録口座を変更しません。→以下の項目は記入不要です。

学費等預貯金口座振替申込書

令和 年 月 日

長浜市立長浜小学校 御中

私は、上記の学校が指定する諸費用を預貯金口座振替により支払うことといたし、下記の内容を金融機関に対して依頼しますので、請求書は下記の金融機関に送付してください。

預金者名 (口座名義)	フリガナ		金融機関名	支店名	預金種目・口座番号
指定預金 口座	農業協同組合 銀行 信用金庫	支店 出張所 代理店	振替種目	振替金額	1. 普通 2. 当座
振替日	学校が指定する日	振替種目	振替金額	学校が指定する金額	店番
振替開始時期	学校が指定する日	振替種目	振替金額	学校が指定する金額	フリガナ
児童・生徒の 学年	学年	児童・生徒の氏名			
住所	(〒 _____) (TEL _____)				

※ 上記の記載内容は口座登録事務および口座振込に使用し、目的外使用はいたしません。

※金融機関使用欄

口座振替依頼書確認印

学費等預貯金口座振替依頼書

令和 年 月 日

(取扱金融機関)

滋賀銀行・長浜信用金庫・関西みらい銀行・大垣共立銀行・レーク伊吹農業協同組合 御中

私は、下記学校に支払うべき学費等を私名義の下記預金口座から、預金口座振替によって支払うこととしたいので、下記事項を確認のうえ依頼します。

学校名	長浜市立長浜小学校		金融機関のお届出印
預金者名 (口座名義)	フリガナ		
指定預金 口座	金融機関名	支店名	預金種目・口座番号
振替日	振替種目	振替金額	1. 普通 2. 当座
振替開始時期	振替種目	振替金額	学校が指定する金額
振替日	振替種目	振替金額	学校が指定する金額
住所	児童・生徒の 学年	児童・生徒の氏名	フリガナ

----- 預貯金口座振替規程 -----

- 金融機関に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預貯金口座から引き落としのうえ支払ってください。この場合、預貯金規定または当座勘定規定にかかわらず、預貯金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。また、金融機関からの領収書等の発行はいたしません。
- 振替日において請求書記載金額が預貯金口座から払戻すことのできる金額をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- 学年、組等が変更になった場合は、私から金融機関に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間におたり学校から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、金融機関はこの契約が終了したものととして取扱ってさせていただきます。
- この契約を解約するときは、私から金融機関に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間におたり学校から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、金融機関はこの契約が終了したものととして取扱ってさせていただきます。
- この預貯金口座振替について取りかきに紛議が生じても、金融機関の責めによる場合を除き、金融機関には迷惑をかけません。
- この依頼書の記載内容につきましては口座確認業務のみに使用し、目的外使用はいたしません。

【金融機関使用欄】

(不備返却事項)

- 預金取引なし
- 記載事項等相違
- 印鑑相違
- その他(店名、預金種目、口座番号、口座名義)

(取扱店処理日)

検印	印鑑照合	受付

【保護者→学校→金融機関→学校】

【保護者→学校→金融機関】

3. 学校給食について

長浜南部学校給食センターにて、毎日子どもたちに、安心・安全でおいしい給食を提供できるよう努めています。

床に水を流さない「ドライ方式」の採用や作業区域を明確に分けるなど、衛生管理を徹底した県下でも最大規模の調理能力を持ち、見学通路や調理実習室等を設けた地域に開かれた施設となっています。また、市内で作られるお米や野菜等を使用し、地産地消を推進するとともに、食物アレルギーについては、「除去食および一部代替食」の対応を実施しています。



(P19～20参照)

【主食の内容】 週あたり米飯4回（内、月1回は麺）、パン1回を基本。

【給食費について】

小学校	月額	4,000円	（口座振替はありません）
中学校	月額	4,400円	

※市民で支える小学校給食費補助事業について

長浜市では、平成28年度から小学校の学校給食費を補助する制度がスタートしました。この制度は、次代を担う子どもたちの成長を市民全体で支えることで、安心して子育てができるまちを目指すもので、小学校の学校給食費を補助し、子育て世代の経済的負担を軽減します。小学校においては給食費無償化により、口座振替はありません。

中学校においては、長浜市より直接口座振替となります。

【入院などで長期欠食の場合】

5日以上欠食される場合、学校までご連絡ください。



4. 転校手続きについて

転校（引越）が決まったら、まず在籍している学校の担任に、転校（引越）する旨の連絡を速やかに行ってください。

1. 転校手続きの流れ

- (1) 各手続きには必ず印鑑をご持参ください。
- (2) 各学校へ転出入手続きに行かれる時は、必ず事前に、訪問の期日や時間等の連絡を行ってください。

	時期	①市区町村役所で	②学校で
長浜市内の転学	転居前	長浜市役所市民課 (支所：市民生活課)で住民票の異動の手続き	在学中の学校で転学書類を受け取る。
	転居後		転居先の学校へ転学書類をそのまま渡す。
長浜市外への転出	転居前	長浜市役所市民課 (支所：市民生活課)で住民票の異動(転出)の手続き	在学中の学校で転学書類を受け取る。
	転居後	転居先の市区町村役所で住民票の異動(転入)の手続き	転居先の学校へ転学書類をそのまま渡す。
長浜市への転入	転居後	長浜市役所市民課 (支所：市民生活課)で住民票の異動(転入)の手続き	在学中の学校からの転学書類をそのまま渡す。

2. その他の転学について

外国への転出、帰国及び1ヶ月以上の一時帰国、進学先変更等についての手続きは長浜市教育委員会教育指導課（TEL 65-8605）へお問い合わせください。

5. 日本スポーツ振興センター災害給付制度について

1. 日本スポーツ振興センター災害給付制度について

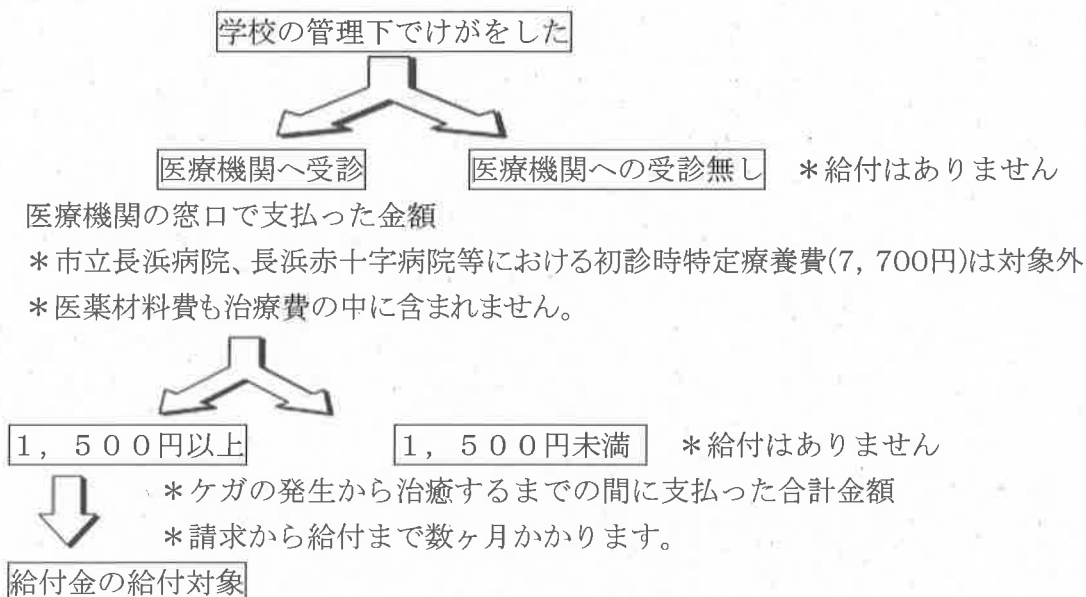
学校の管理下において、児童に医療費のかかるけがなどがあった場合に備えて、日本スポーツ振興センターは災害共済給付の制度を設けています。

この制度は1年ごとの契約です。毎年度初めに加入の手続きについて保護者のみなさんにお知らせし、新1年生には加入同意書を提出していただきます。

「学校管理下」とは・・・

授業中（遠足や修学旅行などの校外活動を含む）や休み時間、運動会などの学校行事、決められた通学方法、通学路での登下校なども含まれます。

2. 給付金の支払いの流れ



- (1) 給付金請求の手続きは保護者を通じて、医療機関で証明をいただくこととなります。場合により、学校より事務手続きをさせていただくことがあります。ご承知おきください。

学校管理下（登下校含む）においてけがが発生し、医療機関にかかられた場合は、担任・学校までお申し出ください。なお、受診が複数月におよぶ場合は月ごとの手続きとなりますので、あわせてお知らせください。

- (2) 交通事故や内科的疾患は対象となりません。また、暴力行為等でけがをし、加害者がいる場合や自己の重大な過失でけがをした場合なども対象となりません。

V その他の資料

1. 長小教育相談について

1. なにかあったらまず担任に相談を

学校は集団生活の場です。色々な個性をもった友だちや先生と過ごす中で、様々なことを学習します。ときには人間関係でうまくいかない場合や、トラブルに発展することもあります。どの子どもそれを乗り越えながら成長していきますが、何か問題が起こったり、気になったりすることがあれば、遠慮なく担任に連絡してください。電話や手紙、連絡帳などいずれの方法でも構いませんので気軽に相談してください。

2. 学校への疑問などについても気軽にご相談ください

お子さんが、学校の様子を話すことはとても良いことです。保護者の皆様も、学校のことがよくわかると思います。

しかし、お子さんからの情報が誤っていたり、一部だけを伝えてしまったりすることで、保護者の皆様が担任や学校に対して疑問をもたれることもあります。そのような疑問をそのままお子さんの前で話されると、学校に対するお子さんの不安感も強くなります。また、保護者と担任との意識の違いが大きくなり、子どもたちによい影響をおよぼしません。

お子さんの話で、担任や学校に対する疑問が生まれたときには、まず担任にご連絡ください。話し合うことで、問題の多くは解決することができます。

3. 学校全体で支援しています

担任以外にも多くの教職員がお子さんの成長を見守っています。

担任に伝えられずに悩まれる場合などは、担任以外の教職員に連絡を取ってくださっても結構です。

また、常時、教育相談の窓口も設けております。学校ではお子さんの成長を第一に考え、保護者の皆様の声を大切に、柔軟に対応していくようにしています。学校と家庭で協力し、子どもたちの健全な成長に関わっていきたくて願っています。

4. 学校以外に様々な支援組織もあります

子育てや、家庭内での悩みなど、一人で考え込まずに市の関係機関の相談窓口で相談することができます。次の頁の関係機関までお問い合わせください。



2. 悩み事相談機関について

学校以外でも、下のような長浜市の相談機関があります。

1. 不登校や発達支援に関する相談

長浜市教育センター 教育相談室

(浅井支所2F TEL 74-3702)

2. 児童虐待やDVなどの相談

長浜市家庭児童相談室

(長浜市役所 1F子育て支援課 TEL 65-6544)

3. 子育てに関する悩みの相談

サンサンランド子育て支援センター

(長浜市児童文化センター サンサンランド内 TEL 62-3712)

4. 就学・入学相談・進路、生活相談

障がいや発達に関する相談

長浜養護学校 (TEL 63-9721)



3. メール配信について

長浜市では、市の防犯・防災情報配信システムを利用し、子どもの安全に係る緊急連絡を携帯電話にメール配信するサービスを行っています。

1. 配信情報

非常災害や犯罪被害の発生通知等および学校長が必要と判断する連絡事項を配信します。

2. 登録の方法

- (1) 登録を希望された保護者の方は、「登録手順書」に従って登録を行ってください。なお、本メール配信システムは、本校にお子さんが在籍されている保護者(家族等の関係者)しかご利用いただけません。「登録手順」の扱いについてご留意願います。学年ごとの登録になるため、お子様個々の学年で必ず登録をお願いします。
- (2) お子さん1名についてメール登録できる人数には、制限はありません。

3. 登録期間

登録の有効期間は、長浜小学校入学時から卒業までとなっています。学年の更新については、年度毎に1学年ずつ更新されます。

4. 利用上の諸注意

- (1) このメールサービスは、学校からの情報発信のみで、送信したアドレスに対してメールの返信はできませんのでご注意ください。
- (2) このサービスには、保護者の皆様がメールの内容を確認したかどうかの確認機能がついています。メールの受信確認をお願いする場合は、配信されたメールの本文中にある案内にしたがって、該当事項にチェックし送信してください。
- (3) メールアドレスの変更や登録内容を変更される場合は、「登録手順書」により、変更等をしてください。
- (4) 市のメールですが、各校毎の登録となりますので、年度途中で他校へ転校された場合は、必ず一旦解除の手続きをしてください。解除されない場合は、学校で削除することもあります。市内の他校へ転校されたときは、改めて転校先の学校で登録してください。
- (5) 携帯電話の電波状態や通信事業者のシステムなどの条件によって、着信しにくい場合があります。ご承知おきください。
- (6) 迷惑メール対策等で着信制限をされている場合は、登録できないことがあります。その場合は、「携帯電話ドメイン設定変更方法」でお持ちの携帯機種に応じて操作を行ってください。

5. 個人情報の取り扱いについて

(1) 個人情報の収集内容と利用目的

学校から保護者に必要な緊急情報をメールにより配信するのに必要なお子さんのお名前、保護者氏名、学年・組、メールアドレスを取得します。

(2) 市役所等公共機関の利用の有無

取得した個人情報は、万全のセキュリティー体制で取り扱い、下記の場合を除き、学校から保護者へのメール配信以外は利用しません。

- ① 本人の同意を得た場合
- ② 登録者の生命、身体又は財産の保護に必要な場合
- ③ 公衆衛生・幼児児童生徒の健全育成に特に必要な場合

(3) 個人情報に係る照会・修正・削除についての連絡先

学校までご連絡ください。

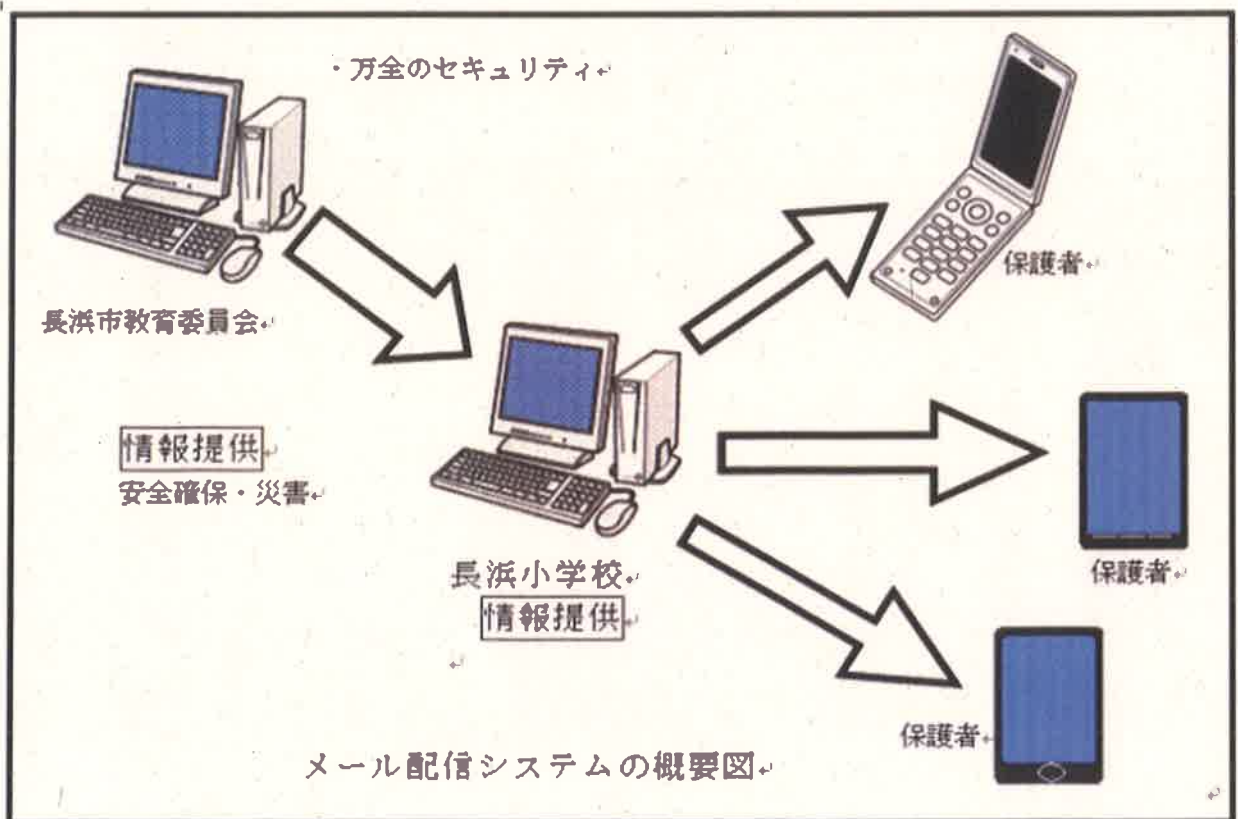
個人情報の取扱に係る連絡先

長浜市立長浜小学校 教頭

電話：62-0070

(4) 同意について

登録用紙を提出し、登録ボタンを押した場合、上記の「利用上の注意」や「個人情報の取り扱いについて」に同意いただいたものとなります。同意いただけない場合は、本校からのメール配信は受信いただけません。



4. 放課後児童クラブについて

放課後児童クラブについての詳しい内容および手続きについては、長浜市役所子育て支援課（TEL 65-6514）へ直接お問い合わせください。



5. 長浜小学校ホームページについて

1. 長浜小学校ホームページのアドレス

<http://nagahama-es.nagahama.ed.jp/>

2. 長浜小学校ホームページの内容

「令和5年1月のトップ画面」より



各ページへのリンク

新着記事へのリンク

新着記事

- 2023年12月28日 12月28日(木)の学校行事の様子を掲載しました。
- 2023年11月27日 11月27日(木)の学校行事の様子を掲載しました。
- 2023年10月26日 10月26日(木)の学校行事の様子を掲載しました。
- 2023年10月26日 10月26日(木)の学校行事の様子を掲載しました。
- 2023年10月26日 10月26日(木)の学校行事の様子を掲載しました。
- 2023年10月11日 10月11日(木)の学校行事の様子を掲載しました。
- 2023年10月11日 10月11日(木)の学校行事の様子を掲載しました。
- 2023年10月11日 10月11日(木)の学校行事の様子を掲載しました。
- 2023年10月11日 10月11日(木)の学校行事の様子を掲載しました。
- 2023年10月11日 10月11日(木)の学校行事の様子を掲載しました。
- 2023年10月11日 10月11日(木)の学校行事の様子を掲載しました。
- 2023年10月11日 10月11日(木)の学校行事の様子を掲載しました。
- 2023年10月11日 10月11日(木)の学校行事の様子を掲載しました。
- 2023年10月11日 10月11日(木)の学校行事の様子を掲載しました。
- 2023年10月11日 10月11日(木)の学校行事の様子を掲載しました。

7校情報

〒526-0037
滋賀県長浜市長浜町長浜
TEL 0749-42-0079
FAX 0749-42-9025

コメント

コメント欄は、ご意見・ご感想をいただくための場です。コメントの掲載は、必ずしも即時に行われません。

Ⅵ 保護者の方へ

1. 不登校について

不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、したくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的理由によるものを除く）をいいます。

1. 不登校のサインに気づきましょう

家庭でのお子さんの様子に変だなと思ったら、お子さんの立場に立って話を聴きましょう。

子どもは様々な不安や悩みを抱えています。そのことをうまく言葉で表現できずに、身体や行動でサインを出します。

まずは、家族や大人に手を貸してほしいというサインに気づいてあげましょう。そして、お子さんの気持ちを受容的に受け止め、早い段階で担任（担任以外の教職員でも）に相談してください。相談機関につないでいくこともできますので遠慮なく申し出てください。

2. このような症状がみられたら・・・まずは相談してください

- ・夜眠れなくなる。朝なかなか起きてこない。
- ・朝の動作が鈍くなり、ぐずるようになる。
- ・頭痛、腹痛、吐き気などを訴え登校をしぶる。
- ・親の後をよくついたり、幼児語を使ったりする。
- ・甘えやわがママが目立つようになる。
- ・学校での不満をぶつぶつもらすようになる。
- ・親に反抗したり、おこりっぽくなったりする。
- ・ため息をつくことが多くなり、あまり話をしなくなる。



2. いじめについて

いじめは子どもの心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題です。しかも、最近のいじめは、ケータイやパソコン等の介入により、一層見えにくいものになっています。

学校は、「どの学校・学級にもいじめはおこりうる」という認識のもと、「いじめは人として絶対に許されない行為である」という強い意志を持ち、いじめの解決・防止のための教育に取り組んでいます。

いじめ問題の解決の決め手は、早期発見にあるといっても過言ではありません。でも、いじめは、おとなの知らないところ、見えにくいところでおこることが多く、いじめられている子どもは、ひとりで悩んでいることもあります。ですから、アンテナを高くし、子どもたちのSOSをキャッチすることが大切です。

子どものSOSを感じたら、すぐに担任（担任以外の教職員でも）に相談してください。学校には、いじめ対策委員会がありますので、学校全体でいじめの解消に向けて取り組みます。

不幸にもいじめがおこってしまった時は、いじめられている子どもに「絶対に守る」という学校の意志を伝え、心のケアと併せて安全な学校生活が送れるように努めます。

いじめを解決することはもちろんのこと、子どもたちに正しい判断力を身につけさせ、二度と同じことが繰り返されないように、保護者の皆様と協力して取り組んでいきます。

※次頁に載っています「子どもたちのSOSをキャッチしよう」を利用して、お子さんの様子を見てあげてください。そして、気になる点がありましたら、学級担任にお知らせください。



子どもたちのSOSをキャッチしよう

【早期発見チェック】

	家 庭 で	
1	表情がさえず、おどおどした様子が見られる。	
2	持ち物をひんぱんに無くしてくる。	
3	教科書、ノートなどにいたずらされて帰ってくる。	
4	いろいろと理由をつけて、お金をたびたびほしがる。	
5	衣服を汚してきたり、あざや傷をつけてきたりする。	
6	家族のささいな言葉にイライラしたり反抗したりする。	
7	登校をしぶったり、早退や欠席が多くなったりする。	
8	家族を避け、何か隠しているような気配が感じられる。	
9	よく電話がかかってきて、困っている様子がうかがえる。	
10	ゲームなどの一人遊びに夢中になり、外出が少なくなる。	
11	体のあざや傷を隠すため入浴を嫌がるようになる。	
12	学習意欲がなくなり、成績が低下してきている。	
13	頭痛・腹痛などを訴えるが、特に異常が無い。	
14	携帯電話（スマートフォン）でのやりとりで気になる様子がある。	

	地 域 で	
1	仲間に入れず、いつも一人で過ごすことが多い。	
2	遊びの中で笑いものにされたり、からかわれたりする。	
3	近所の年下の子どもとしか遊べなくなる。	
4	おこづかいをもって遊びにいったり、よくお金を使ったりする。	
5	一人で掃除や後片付けをさせられていることが多い。	
6	自転車など個人のものにいたずらをされる。	

3. 児童虐待について

児童虐待は、大きな社会的問題となっており、同時に、子どもたちの健全な心身の成長を大きく妨げる問題でもあります。

「児童虐待の防止等に関する法律」においては、児童虐待を発見した時だけでなく、児童虐待が疑われる場合にでも通告する責任（通告義務）が課されており、以下のような子どもを発見した場合は速やかに通告することとなっています。

学校は、家庭以外で一番長い時間を過ごす場であり、児童虐待の防止については、大きな役割を担っています。

保護者の皆様からの子育ての相談をお受けすることや、やがて大人になる子どもたちに、子育てにつながる教育実践を行うことなどは児童虐待の防止にとって、とても大切です。

教職員は、そのことを十分に自覚し、適切に対応できるよう心がけています。

虐待の種類

身体的虐待	殴る、蹴る、たばこの火を押しつける、熱湯をかける等身体に傷を負わせる、しつけと称して長時間の正座をさせる、食事を与えない、その他、溺れさせる、冬や夜中に戸外に閉め出すなど。
性的虐待	子どもにわいせつな行為を行ったり強要する、性器や性交を子どもに見せる、子どもの裸体を写真やビデオに撮影したり、ネット上に掲載したりするなど。
ネグレクト (養育放棄・怠慢)	朝ごはん、晩ごはんなど食事を与えない、衣服や下着を不潔なまま連日着せている、病気やけがをしても病院に連れて行かない、遅刻や欠席を繰り返し学習する権利を奪うなど。
心理的虐待	言葉による脅し、罵声をあびせる、甘えてきても無視する、親の理想を押しつける、兄弟間で明らかに対応が違う、DV場面を見せる等子どもの自尊心を傷つける言動。 ※DV…ドメスティックバイオレンスの略で、配偶者などへの暴力や心身に有害な影響を及ぼす言動

※お子さんの欠席について連絡が無いことが多い場合や欠席が続く場合は、電話連絡、家庭訪問をさせていただき安否確認をさせていただかなければなりません。

また、場合によっては、市役所等福祉機関に情報を提供する場合もございますのでご了解ください。

※お子さんの顔や身体にアザ等が見受けられる場合は、その原因について問い合わせをさせていただいたり、写真を撮らせていただいたりする場合がありますのでご了解ください。



4. ゲーム機・スマホ・インターネットの問題と危険性

スマートフォンやタブレット、ゲーム機などの情報化の進化に伴い、子どもにおよぼす悪影響等から子どもを守ることが緊急に対応を要する重要課題となっています。スマホ・インターネット等による犯罪は低年齢化が進み、小学生が被害者となるだけでなくネットを使った「いじめ」などの加害者になるケースもあるなど、様々な形で大きな問題となってきています。インターネット上の世界には、子どもたちにとって役立つ情報がたくさんある一方で、暴力的な表現やアダルト画像といった悪影響を及ぼす有害な情報も無限に存在します。また、メールやインターネット掲示板、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)などのコミュニティサイトについても利用方法を誤りますと、自分が気付かないうちに見知らぬ人に個人情報を知られてしまうなど、様々なトラブルが起きる危険があります。

また、ネット依存により睡眠や食事など日常生活に支障をきたす症状について、世界保健機関(WHO)が国際疾病分類(ICD)に盛り込むなど、ネット依存の問題も大きく取り上げられるようになりました。特に、ゲームやユーチューブ視聴などへの依存が進みますと、生活リズムの崩れや体調不良、登校しぶりや不登校などを深刻化することにつながります。

スマートフォンやタブレット、ゲーム機等の利用に当たっては、その危険性をしっかり理解して使用しなければならず、小学生の利用にあたっては、保護者一人ひとりの責任ある判断や指導が欠かせません。

1. 子どもの携帯電話利用に関するトラブルの例

書き込みやメールでの誹謗中傷やいじめ	SNSなどで人の悪口を書き込むなど、インターネット上での人権侵害やいじめが横行し、被害に遭った子どもが自殺するなどの事件も発生しています。
SNSなどに載せた個人情報の流出	SNSなどに安易に個人情報を記載したために、写真や名前、メールアドレスが知らないところで勝手に使われ、嫌がらせを受ける被害が発生しています。また、配信すべきではない内容の動画や画像をネット上に載せてしまい、社会的責任を問われたり、様々な被害を受けたりする例も少なくありません。
SNSを通じて知り合った人からの誘い出しによる性的被害	最近では、出会い系サイトではなく、SNSやゲームサイトなどで知り合った人から誘い出しを受けて子どもが性的被害を受けるケースが増えています。
無料ゲームサイトでの意図しない有料サービスの利用	「無料」とうたっているオンラインゲームで遊んでいる間に、アイテムが有料であることに気づかず購入してしまったため、高額な料金を請求されてしまうトラブルが、子どもの間で多く発生しています。
サバイバル型ゲームでのやりとりから様々な問題に発展することも	オンラインゲームを利用しているのは、小学生ばかりではありません。中には悪意を持つ利用者がいないとは限りません。また、友だち同士のゲームでのやりとりからいじめに発展するといった事例も増えてきています。

こうしたトラブルに巻き込まれることなく、子どもたちが安全に、安心してケータイ・スマホ・インターネットを利用するために、保護者の特徴や、様々なリスクについても理解しながら、子どもを見守ることが重要です。県の条例でも、インターネットを適切に利用する保護者の責務が明記されています。

2. 子どもに携帯電話やスマートフォンを持たせるときは目的を明確に

子どもに携帯電話やスマートフォンを持たせるときは、ただのプレゼントやご褒美としてではなく、「何のために必要なのか」「どのように使うのか」を話し合うことが大切です。例えば、「緊急連絡」「(GPSによる)所在確認」「防犯」「学習のための調べ物」といった利用目的をあらかじめ子どもと話し合っておくなどが有効です。また、子ども自身に「携帯電話やスマートフォンを持つ必要性と責任」を自覚させるために、インターネットの特徴や有害情報などの危険性、個人情報を守る必要性などを説明し、本人に危機意識を持たせるようにしましょう。



最初のうちは、子どもの携帯電話などの利用を保護者が見守りながら、子どもがインターネットを利用する際のマナーや安全に利用するための知識を身に付けられるようにしましょう。

3. 有害情報へのアクセスを制限するフィルタリングの活用

子どもが携帯電話やスマートフォンを利用する際には、有害情報へのアクセスを制限する「フィルタリング」(※)を活用しましょう。それによって、出会い系サイトやアダルトサイト、暴力的な表現のあるサイトなどを、子どもが閲覧できないようにします。

なお、携帯電話会社では、18歳未満の子どもが携帯電話などを利用する場合には、保護者からの申し出がないかぎり、フィルタリングサービス(有害サイトアクセス制限サービス)を提供しています(無償)。携帯電話など購入の際に、主に子どもが使うことを販売店に伝えれば、フィルタリングサービスを利用することができます。

※フィルタリングとは・・・

フィルタリングとは、子どもに見せるのが好ましくないインターネット上の有害サイトを一定の基準で判別し、閲覧を制限するサービスです。

4. 親子で話し合って、家庭でのルール作りを

子どもが、携帯電話やスマートフォンで上手にインターネットを活用できるようにするために、家庭のルールをつくりましょう。ルール作りは保護者の一方的な押しつけではなく、子どもと一緒にルールを作る必要性から、利用目的や利用場所・時間帯を話し合って決めることが大事です。もし、これらのルールを守れなかったときには、携帯電話などの利用を一時禁止するなどのペナルティも決めておくと、ルールを守るための責任感が本人に生まれます。なお、いつも目に付くところにルールを張っておくなどすると、より効果的です。

携帯電話などの利用状況については、子どもと折に触れて話し合い、問題がないか確認してください。万が一、トラブルが生じたときには、すぐに保護者に相談するよう、ふだんから子どもと話しておきましょう。

家庭のルールの具体例

- ・困ったときにはすぐに相談する
- ・利用する時間を決める
- ・利用する場所を決める
- ・サイトに登録する場合は事前に親に相談する
- ・暗証番号は親が管理する
- ・お金がかかる場合は事前に相談する
- ・名前・顔写真・学校名などは書き込まない
- ・知らない人のメールに返信しない
- ・他人の悪口を書き込まない
- ・月に1度利用状況を保護者と確認する
- ・ルールを破ったら一時利用禁止とする



6. iPadの持ち帰りについて

長浜市では、国のGIGAスクール構想に基づき、児童1人1台の学習用タブレット端末（iPad）を整備され、本校においても学年の発達段階に応じて日常的にICTを活用した学習を実施しております。

学校での使用はもちろんですが、家庭学習でも活用しており、自宅に持ち帰る場合がありますので、下記の点にご留意いただきますようお願いいたします。

- (1) 持ち帰り期間中の本体への充電は、付属の電源ケーブルを使用しご家庭でお願いします。（電源ケーブルは家庭に置いたままでお願いします。）
- (2) 持ち帰ったあと、iPadを使用した宿題がある場合があります。
- (3) 大変重たく、カバンの中の場所もとります。そのため、持ち帰り期間中は、ある教科の教科書やノートなどを学校に置いたままにするなど児童の登下校の負担にならないようにします。
- (4) 大変高価なものです。iPadを入れたランドセルを乱暴に扱うと、衝撃による破損や、水筒のお茶による破損が起こる場合もありますので、大切に扱うようお願いください。
- (5) 万が一、学年・学級閉鎖となった場合は、朝の健康観察や家庭での学習に使用していきます。
- (6) 休日の健康観察についてiPadを利用します。
- (7) 決められた時間（8：00～20：00）に学習活動にのみで使用します。就寝1時間前からは、学習用端末（iPad）の使用は控えます。
- (8) 相手を傷つけたり、嫌な思いをさせたりすることは、絶対に書き込みません。
- (9) 個人情報（名前や住所、電話番号、メールアドレス等）は、絶対にインターネット上にあげません。
- (10) カメラ機能を使って、写真や動画を撮影する時は、先生や撮影する相手の許可をとります。
- (11) インターネットは制限がかけられていますが、もし、不安に感じるサイトや「変だな」と感じるサイトに入ってしまった時は、すぐに画面を閉じ、家の人や先生などの大人に知らせます。
- (12) 学習用端末（iPad）に入っているアプリケーションの設定を変更しません。また、学校で使用したことのないアプリケーションは使用しません。
- (13) 学習用端末（iPad）を使用する時は、姿勢よく、画面に近づきすぎないようにします。
- (14) 30分に一度は遠くの景色を見るなど、目を休ませます。
- (15) 家の人目の届く安全な場所に置きます。（家の人と置き場所を決めます。）
- (16) 兄弟姉妹等、他人に貸したり、使わせたりしません。
- (17) 学習用端末（iPad）本体やインターネットが使えなくなり、再起動しても元に戻らない時や故障の時は、家の人や先生などの大人に知らせます。
- (18) 学習用端末（iPad）利用のルールが守れない時は、iPadを使うことができなくなる場合があります。
- (19) 1年生は、当面の間、学校でのみ使用することとします。